

議員提案第42号

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する
法律のかさ上げ措置に関する意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成29年10月3日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

佐藤 誠

串田 修平

吉田 孝志

皆川 英二

小野 清一郎

渡辺 均

内山 則男

佐藤 耕一

五十嵐 完二

倉茂 政樹

山際 務

宇野 耕哉

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に
関する法律のかさ上げ措置に関する意見書

新潟市は本年、政令指定都市移行から 10 周年を迎え、拠点化と個性化を軸につくり上げてきた政令市の土台をより強固にするため、新たな 10 年に向けたまちづくりに踏み出していく重要な年です。

本市においては、東日本大震災に際して、日本最大級の救援センターとして機能した実績や、たび重なる豪雨災害での経験を踏まえ、今後想定せざるを得ない首都直下地震等の際に、救援の拠点となる防災・救援首都という新たな役割を見据え、日本海国土軸の形成への取り組みや、災害に強いまちづくりを推し進めるべく、最も基礎的な社会資本となる道路整備を推進しています。とりわけ、新潟駅付近連続立体交差事業、新潟中央環状道路などの整備は、本市が目指す都市像の形成に重要な時期となっています。また、老朽化する道路施設の予防保全を図っていく必要があります。

こうした中、安定的かつ持続的な道路整備を進めるためには、必要な道路関係予算を確保するとともに、平成 29 年度までの措置とされている道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）の規定による補助率等のかさ上げを平成 30 年度以降も継続する必要があります。

よって、国会並びに政府におかれては、道路財特法の規定による補助率等のかさ上げを平成 30 年度以降も継続するとともに、必要な道路関係予算を確保するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 10 月 3 日

新潟市議会議長
永井武弘

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣

} 宛て